



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 カルビー株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 伊藤 秀二
(コード番号：2229 東証第一部)
問合せ先 上級常務執行役員 菊池 耕一
(電話番号：03-5220-6233)

業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 26 年度より導入している当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。以下同じ。）ならびに当社と委任契約を締結している上級執行役員および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続および一部改定に関する議案（以下「本議案」という。）を平成 29 年 6 月 21 日に開催予定の第 68 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、取締役等の当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本議案を本株主総会に付議することを決定しました。なお、本議案が承認可決されますと、取締役の報酬体系は、引き続き、「基本報酬」、「役員賞与」、「業績連動型株式報酬」、「役員退職慰労金」および「ストック・オプション」により構成されることとなります。また、ストック・オプションにつきましては、平成 22 年以降、発行を行っておりません。
- (2) 本制度の継続は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用しています。B I P 信託とは、信託が取得した当社株式を役位や業績目標の達成度等に応じて、取締役等に交付する制度です。

2. 本制度の一部改定について

平成 29 年度以降の本制度の継続にあたっては、以下のとおり、設定済みの信託の信託期間を延長するとともに、制度の内容を一部改定します。なお、以下に記載する内容を除き、平成 26 年度に設定した本制度の内容を維持します。

(1) 信託期間の延長、追加信託および延長時における残存株式等の承継

平成29年8月末日に信託期間が満了する既存のBIP信託について、本株主総会による承認を得たうえで、信託期間の延長および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施します。また、追加信託を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に交付が予定される当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長後のBIP信託に承継します。

(2) 本信託に拠出される信託金の上限額

本株主総会においては、平成30年3月末で終了する事業年度から平成32年3月末で終了するまで3年間（以下「対象期間」という。）の取締役等への報酬としてBIP信託へ拠出することのできる金員の上限を7億円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社がBIP信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。当該信託金の上限は、対象期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額です。

また、信託期間の延長時に追加拠出を行う場合、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存株式等があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(3) 取締役等に対する付与ポイント数の上限

本株主総会においては、取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限を85,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役等が付与を受けることができるポイント数は、かかるポイント数の上限に服することになります。

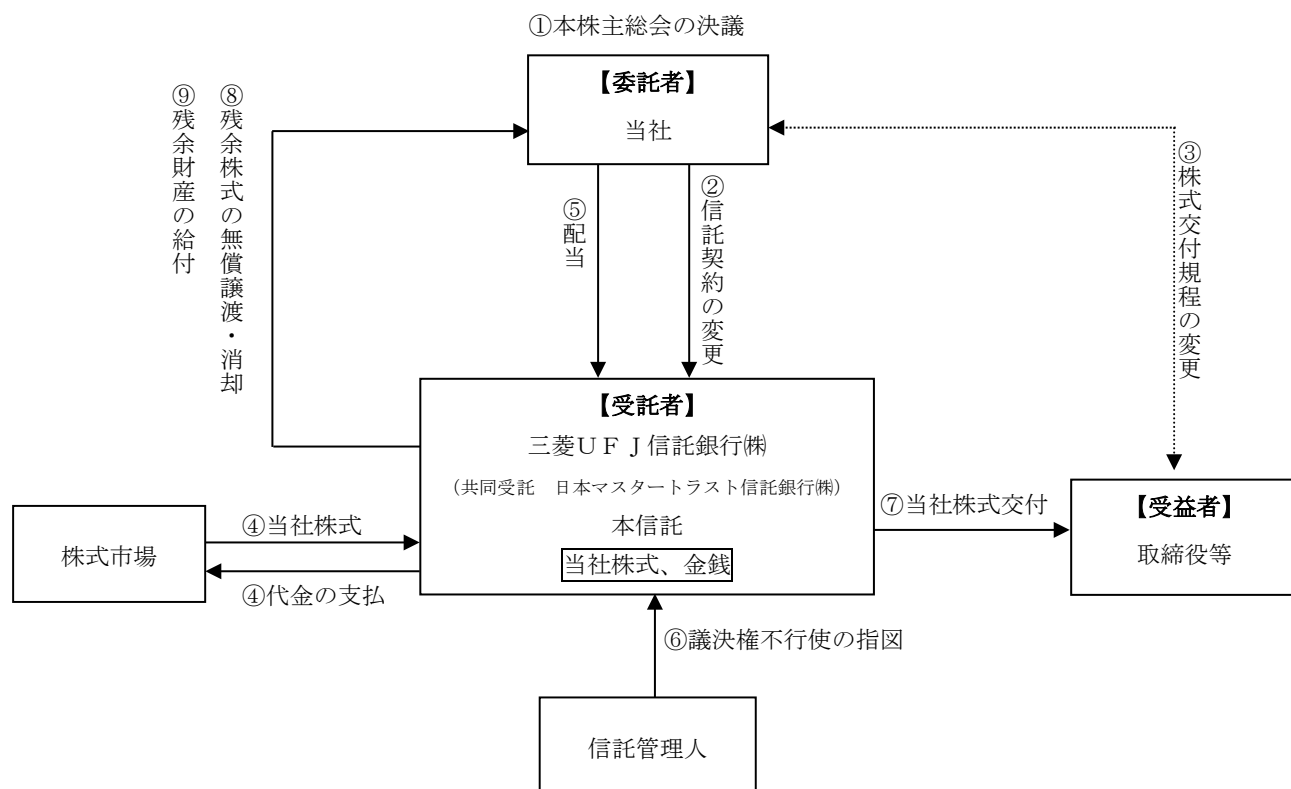
(4) 取締役等に交付される当社株式の株式数

信託期間中の毎年5月末日に、同年3月末日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における連結売上高、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益のそれぞれの目標値（以下「業績目標値」という。）を達成した場合、達成度に応じて、取締役等に対する評価対象事業年度分のポイント数の付与が決定します。ポイント数の付与については、信託期間内において、毎年その可否が判断され、業績目標値が未達だった場合、ポイント数の付与は行われません。

※各評価対象事業年度の業績目標値は、当該評価対象事業年度の期初に定める業績目標値とします。当社の毎事業年度期初の業績目標値は、決算短信において開示しております。

3. B I P信託の仕組み

(上記以外の本制度の詳細は平成 26 年 5 月 13 日公表の「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)



- ① 当社は、本制度の継続に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
- ② 当社は、信託契約の変更の合意に基づき、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）の信託期間を延長します。
- ③ 当社は、本制度の継続にあたり、株式交付規程を一部改定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績達成度および個人貢献度に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、取締役等の退任時に交付されます。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

※ 受益者への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

【ご参考】 信託契約の内容

- | | |
|----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社の取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成26年8月6日（平成29年8月8日付で変更予定） |
| ⑧信託期間 | 平成26年8月6日～平成29年8月31日（平成29年8月8日付の信託契約の変更により平成32年8月31日まで延長予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成26年9月1日 |
| ⑩議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金上限額 | 7億円（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 平成29年8月9日～平成29年8月31日（予定） |
| ⑭株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行っております。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行っております。 |

以 上